



真庭市障がい福祉に関する実施計画

(第6期真庭市障がい福祉計画
・第2期真庭市障がい児福祉計画)

真庭市キャラクター「まにぞう」

令和3（2021）年3月

岡山県 真庭市

目次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付けと計画期間.....	2
第3節 策定体制.....	6
第2章 真庭市の状況.....	7
第1節 人口に関する状況.....	7
第2節 障害者手帳所持者の状況.....	8
第3節 難病の人の状況.....	18
第4節 療育・教育の状況.....	19
第5節 雇用・就労の状況.....	21
第6節 団体ヒアリング調査からみられる現状.....	23
第3章 障がい福祉に関する実施計画の推進.....	26
第1節 前期計画の数値目標との比較.....	26
第2節 計画の基本理念.....	33
第3節 重点的な取組.....	33
第4節 計画の体系.....	34
第5節 本計画における数値目標.....	35
第6節 障がい福祉サービスの見込値.....	43
第7節 地域生活支援事業の見込値.....	47
第8節 児童福祉法に基づくサービスの見込値.....	52
第9節 サービス提供体制に関する考え方.....	53
第4章 計画の推進と評価.....	55
第1節 計画の点検・管理体制.....	55
第2節 協働による計画の推進.....	56
第5章 資料編.....	57
制度改正の動向.....	57
用語解説.....	61

用語解説について

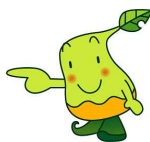
計画書本文内で、右上に※印のついている用語については、P61の「用語解説」で説明



※「障害」を「障がい」と表記することについて

本計画書では、障がいのある人や支援者の思いを大切にし、市民の障がいのある人に対する理解を深めていただくため、法令の名称や固有名称を除き、「害」の漢字を用いなくて、ひらがなで表記しました。

第1章 計画の概要



第1節 計画策定の趣旨

これまで本市では、

- ・ 障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ通常の社会である、という「ノーマライゼーション」の理念と、
- ・ すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につながるようなことができるよう、社会の構成員として包み支え合う、という「ソーシャルインクルージョン」の理念

という2つの理念の下、障がい福祉に係る施策を計画的に推進してきました。

こうした理念の下で、障がいのある人が、住み慣れた地域で働きながら、安心して日常生活を送るためには、本計画に盛り込んでいる公的な障がい福祉サービスの充実や質の向上が重要であることは言うまでもありませんが、公的なサービスだけでなく、地域の「互助」による支え合いの仕組みづくりとの両輪がそれぞれ確立しつつも、相互に連携できる体制を確立することが必要です。

一方で、本市において、関係機関によるネットワークや相談体制、障がいへの理解促進が十分に進んでいる、とは言い切れないのが現状です。こうした「土台」がなければ、地域の「互助」による支え合いの仕組みづくりはうまくいきません。

このため、本計画は、公的な障がい福祉サービスの充実や質の向上に関する項目を定めるとともに、近い将来、地域による支え合いの仕組み作りに取り組めるよう、令和3年～令和5年までの計画期間にその「土台」を整備する計画として位置付け、障がいへの理解促進に向けた着実な取組、ネットワークや相談体制の整備を行うための事項を中心に策定することとしました。



第2節 計画の位置付けと計画期間

(1) 法的な位置付け

障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に、平成25年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が施行されました。また、障がいのある子どもに対する支援については、「児童福祉法」に定められています。

本市では、これまで、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、

- ・障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な数値目標や必要な見込量を定める「市町村障がい福祉計画」と、
- ・障害児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項等を定める「市町村障がい児福祉計画」を、

一体のものとして策定してきました。本計画も、上記の2つの計画を一体のものとして策定することとします。

本計画の上位計画に当たる第3次真庭市障がい者計画については、計画期間が平成30年～令和5年までの6年間となっており、今回は改訂を行いませんが、本計画は、第3次真庭市障がい者計画の理念や掲げる施策を維持し整合性を確保しつつ、真庭市が目指す共生社会[※]の実現など、新たな視点に対応します。

なお、本計画の名称については、本計画が障がい福祉サービス等の実行計画であることを明確にしつつ、法定計画であることが分かるように、「真庭市障がい福祉に関する実施計画(第6期真庭市障がい福祉計画・第2期真庭市障がい児福祉計画)」とします。

本市では国の基本指針を踏まえ、県の「岡山県障害福祉計画・障害児福祉計画」と整合性を図りながら策定しています。

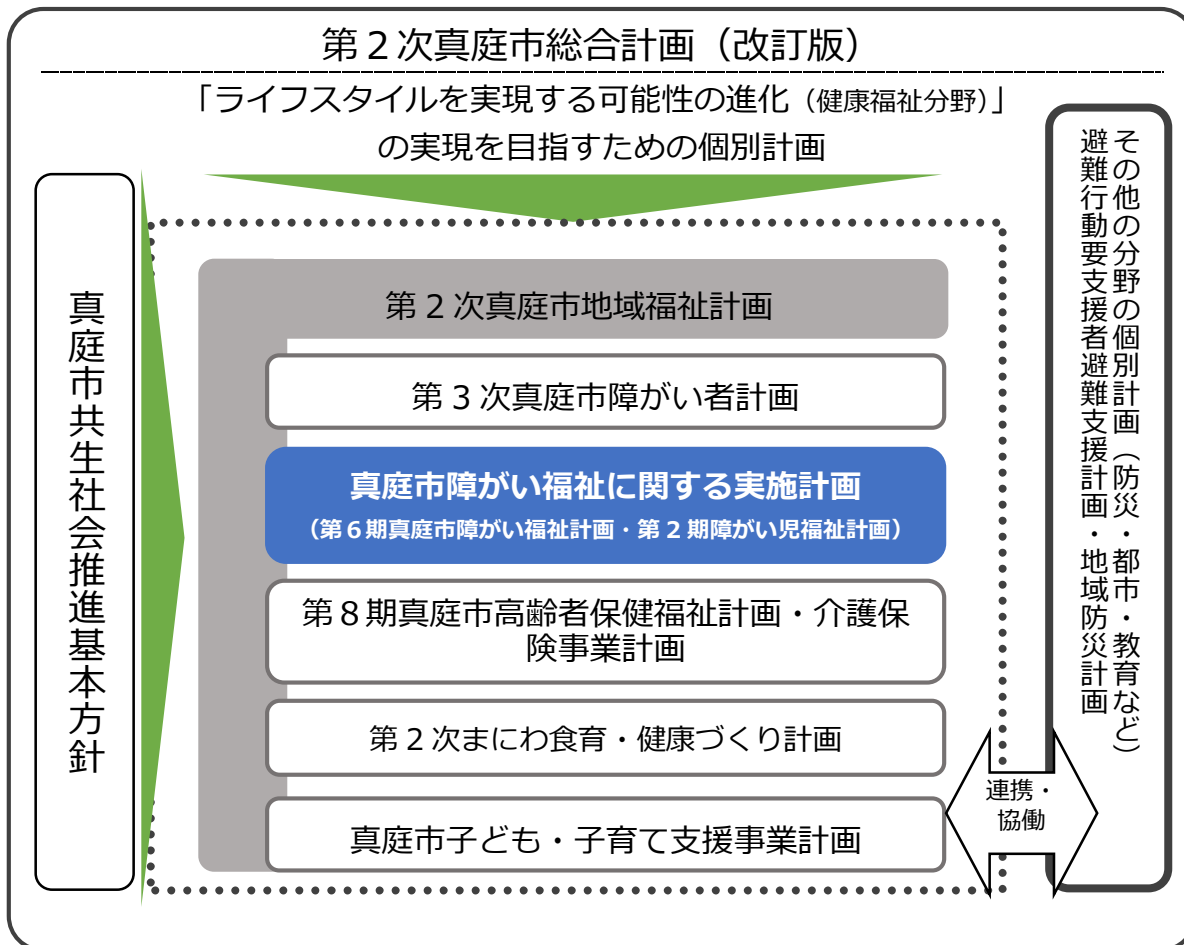
(2) 関連計画との位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「第2次真庭市総合計画」の健康福祉分野に係る施策として掲げられている「ライフスタイルを実現する可能性の進化」の取組との整合を図りながら策定しています。SDGs[※]の誰一人取り残さない共生社会の実現に向けて、障が

いのある人もない人も相互に尊重し共に生きる地域を実現するため取り組むべき推進方策等を定めます。



また、計画策定にあたっては各福祉計画を横断した取組の方向を定めた地域福祉計画を上位計画とし、児童福祉・高齢者福祉等の福祉関連計画との整合を図りながら、各分野との連携・協働*のもと総合的に推進するものとします。



さらに、真庭市では、第2次真庭市総合計画（改訂版）にも明記した「共生の理念」を踏まえ、安全で多彩な真庭でそれぞれが自分の人生を創り、自信を持って生きる「真庭ライフスタイル」の実現を目指していくために、福祉分野で先行されてきた「共に生きる地域づくりの考え方」を、「すべての人が自分らしく生きることができる『共生社会』づくり」として捉え直し、各部局が「共生社会」について共通認識を持ち、様々な分野における関連諸計画との整合性を保ちながら、「分野にとらわれない、共に生きる社会」を計画的に推進するための最上位方針として、「真庭市共生社会推進基本方針」を策定しています。

この基本方針では、共生社会を「人生のあらゆる場面で自らが選ぶ自由を保障し、その決定を尊重できる社会」と定義した上で、共生社会の視点を取り入れて実現される社会像は、以下の4つが体现された社会であるとしています。

- ①市民が、その個性や多様性を相互に尊重し、自分らしくいられること
- ②市民が、お互いを認め合い、支え合い、助け合うことで、安心して生活できること
- ③市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること
- ④市民が、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「ひと」「もの」「かね」そして「おもい」を循環させ、相互に支える仕組みができあがること

そして、共生社会の構築のため、以下の4つの観点から、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施することとしています。

- ①人の心：尊重する（人権や個性を尊重し、共に学ぶ）
- ②人の行動：助け合う（つながりを持ち続け、支え合い、支援する）
- ③社会の制度：誰ひとり取り残さない（支える人支えられる人が固定されず、だれもが社会参画する）
- ④社会基盤：ユニバーサルデザインの推進（社会的サービスを誰もが受けられるように、必要なインフラを整える）

「真庭市障がい福祉に関する実施計画」は、障がいのある人が、住み慣れた地域で働きながら、安心して日常生活を送ることができるよう、公的な障がい福祉サービスの充実や質の向上、障がいへの理解の促進、関係機関のネットワークづくりなどを具体的に進めるための計画ですが、基本方針に定める上記の4つの視点を盛り込み、整合性を図った上で策定しています。

(3) 計画の期間

上位計画である障がい者計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から令和 5（2023）年度までの 6 年間に なります。

真庭市障がい福祉に関する実施計画（障がい福祉計画及び障がい児福祉計画）は、国の基本指針に基づき、令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間を計画期間とします。

ただし、この間の社会保障制度全般の改正動向や本市を取り巻く社会経済状況の変化によっては、必要に応じて見直し等の調整を図るものとします。

本計画と 主な関連計画	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
第 2 次真庭市総合計画	現行計画（令和 6（2024）年度まで）					
第 2 次真庭市地域福祉計画	第 2 次計画					
真庭市障がい者計画	第 3 次計画					
真庭市障がい福祉に関する実施計画（真庭市障がい福祉計画・障がい児福祉計画）	5 期計画（第 1 期計画）			[Green Arrow]		
真庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第 7 期計画			第 8 期計画		
まにわ食育・健康づくり計画	現行計画（令和 7（2025）年度まで）					
真庭市子ども・子育て支援事業計画	前期計画		現行計画			



第3節 策定体制

(1) 関係団体ヒアリング調査

市内の障がいのある人とその家族、支援者の実態や抱える課題、状況等を把握するため、関係団体を対象にヒアリング調査を実施しました。

実施期間	令和2（2020）年9月～11月
実施団体	・真庭市手をつなぐ親の会 ・真庭聴覚障害者コミュニケーションの会やまなみ ・まにわシードの会 ・真庭ほのぼの会 ・ひまわりの会 ・どーなつの会 ・旭川荘真庭地域センター家族会

(2) 真庭地域自立支援協議会

本計画の策定にあたり、保健医療関係者、社会福祉事業従事者、当事者団体、行政関係者等で構成される「真庭地域自立支援協議会」において「前計画」の進捗の検証・評価及び本計画の目標や方向性について意見を聴取しました。

真庭地域自立支援協議会幹事会

令和2年10月5日	前期計画の評価、策定スケジュールの説明
令和2年12月11日	骨子の審議
令和3年1月20日	計画素案の審議
令和3年3月24日	新計画の確認・計画推進の検討

真庭地域自立支援協議会専門部会

令和2年11月2日、 11月6日、11月11日	子ども子育て部会、生活支援部会、就労支援部会 前期計画の評価、策定スケジュールの説明
令和3年1月22日、 1月29日、2月9日	子ども子育て部会、生活支援部会、就労支援部会 計画素案の審議

(3) パブリックコメント*

計画案を公開し、広く市民から意見を聴取する「パブリックコメント」を令和3（2021）年2月2日（火）～3月1日（月）の期間を設け実施しました。

第2章 真庭市の状況

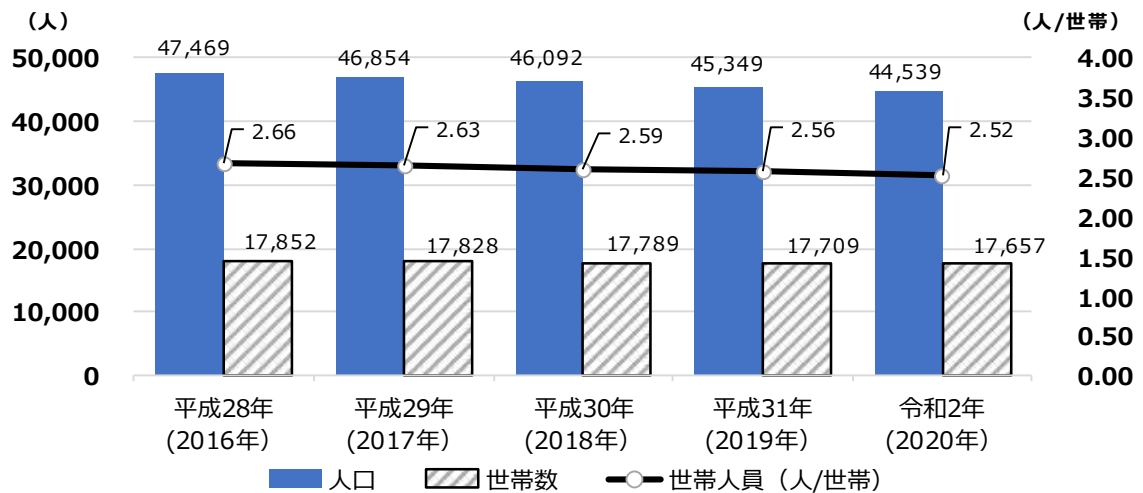


第1節 人口に関する状況

本市の人口及び世帯数は減少傾向・核家族化傾向で推移しており、令和2（2020）年4月1日現在の人口は44,539人、世帯数は17,657世帯、世帯人員は2.52人となっています。

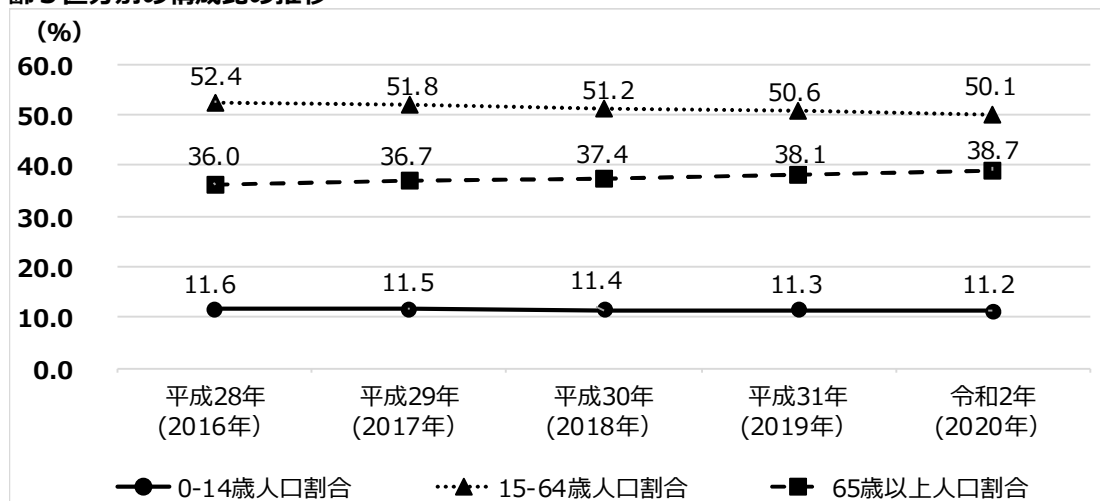
年齢3区分別の構成比の推移をみると、高齢化率（65歳以上人口割合）が令和2（2020）年で38.7%と増加傾向で推移しており、少子高齢化の進行がみられます。

■人口及び世帯数の推移



資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

■年齢3区分別の構成比の推移



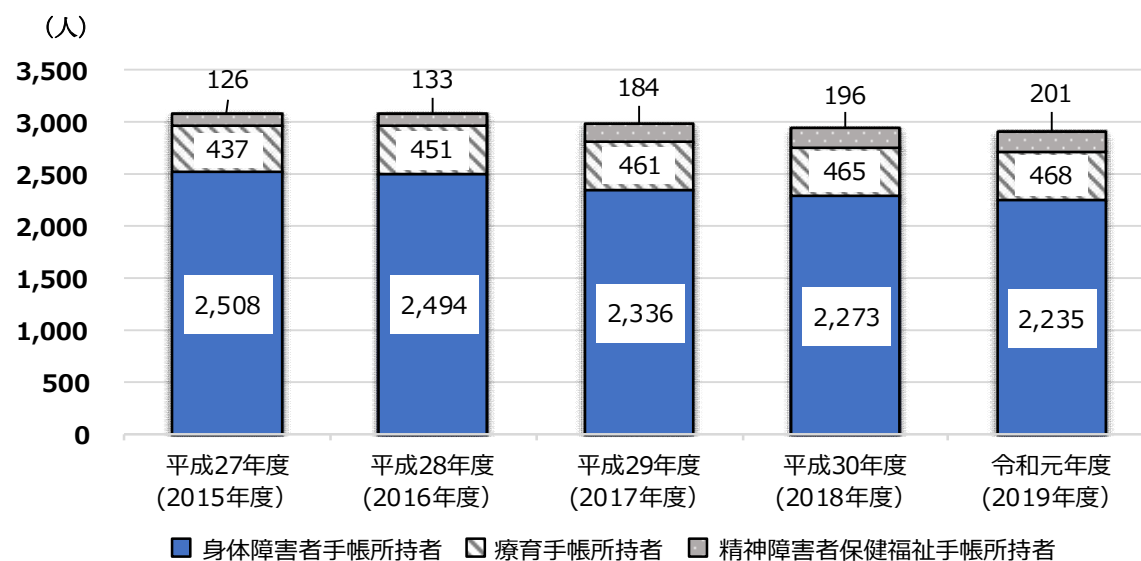
資料：住民基本台帳 各年4月1日現在

第2節 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

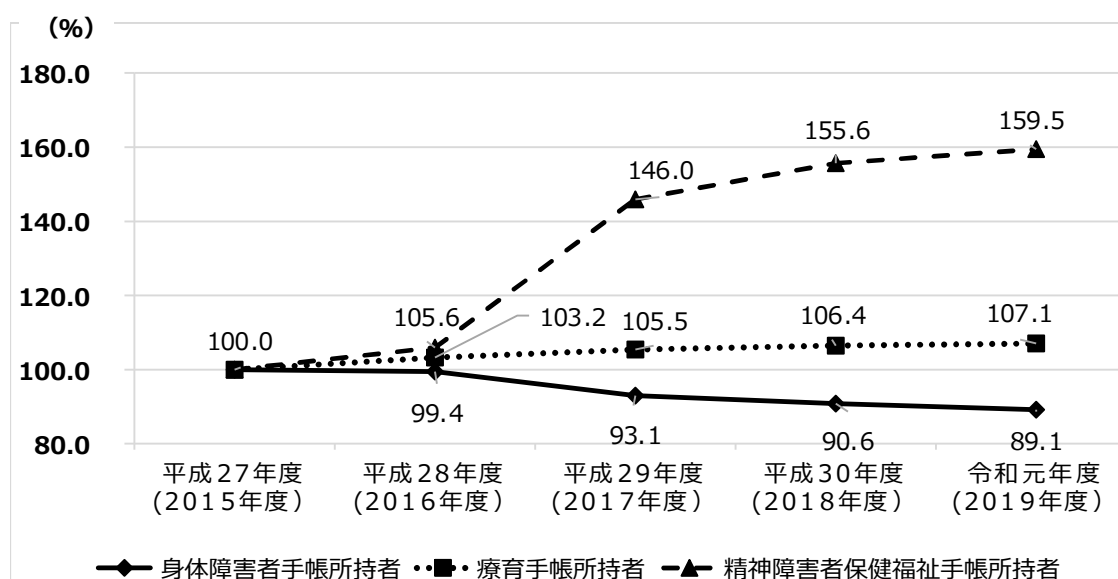
身体障害者手帳[※]所持者は減少傾向で推移しており、令和2（2020）年3月末時点では2,235人となっています。一方、療育手帳[※]所持者は468人、精神障害者保健福祉手帳[※]所持者は201人で増加傾向となっており、特に精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。

■各障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課 各年度3月末時点

■平成27（2015）年度を100.0としたときの増減の推移



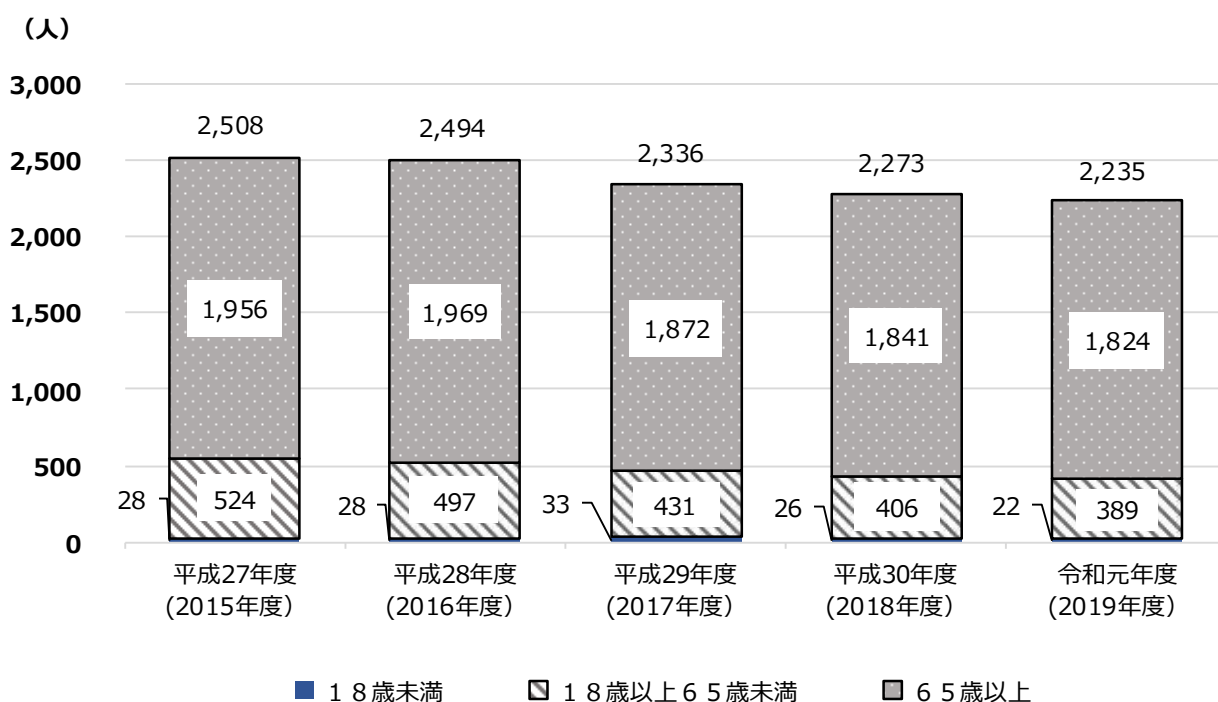
資料：福祉課 各年度3月末時点

(2) 身体障がいのある人の状況

①身体障害者手帳所持者（年齢3区分別）の状況

身体障害者手帳所持者を年齢3区分別で見ると、令和2（2020）年3月末時点では65歳以上が1,824人（81.6%）と多くなっており、平成27（2015）年度以降の65歳以上の構成比は微増で推移しています。

■身体障害者手帳所持者数（年齢3区分別）の推移



資料：福祉課 各年度3月末時点

■身体障害者手帳所持者数（年齢3区分別構成比）の推移

単位：%

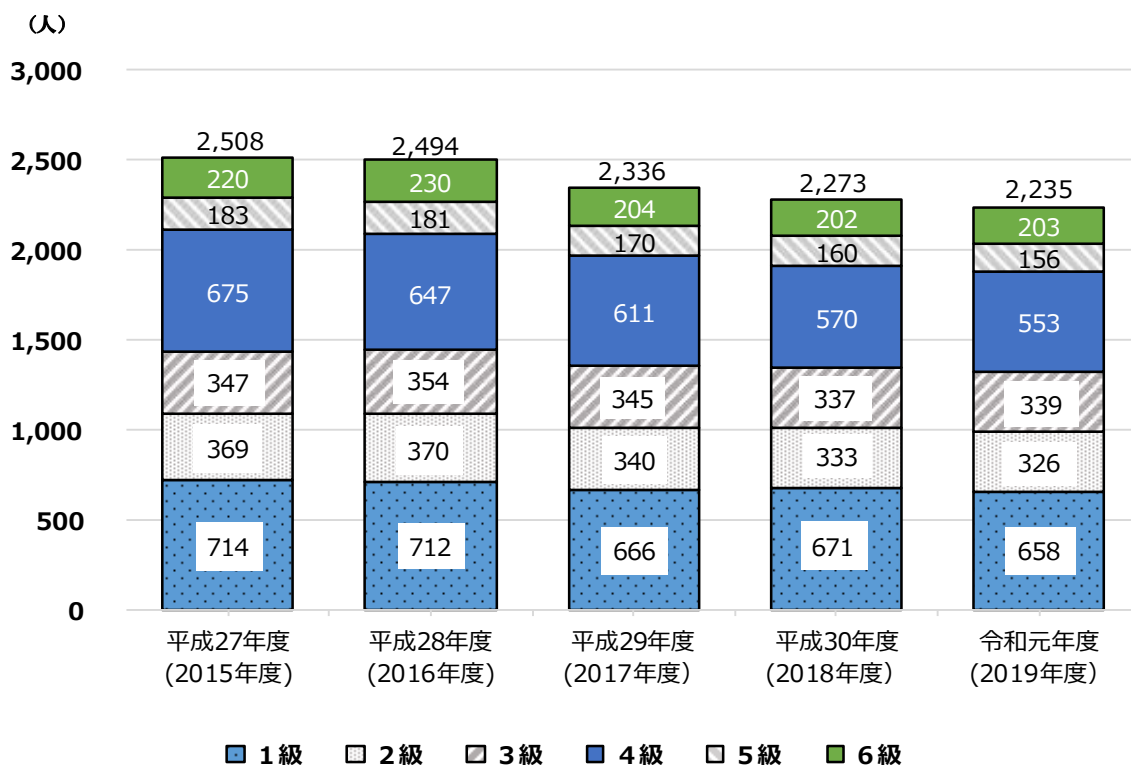
区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
18歳未満	1.1	1.1	1.4	1.1	1.0
18歳以上65歳未満	20.9	19.9	18.5	17.9	17.4
65歳以上	78.0	79.0	80.1	81.0	81.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課 各年度3月末時点

②身体障害者手帳所持者（等級別）の状況

等級別で見ると、令和2（2020）年3月末時点で1級が658人（29.4%）で最も多く、2級の326人（14.6%）も含めると44%を占め、重度の人が多い状況となっています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



資料：福祉課 各年度3月末時点

■身体障害者手帳所持者数（等級別構成比）の推移

単位：%

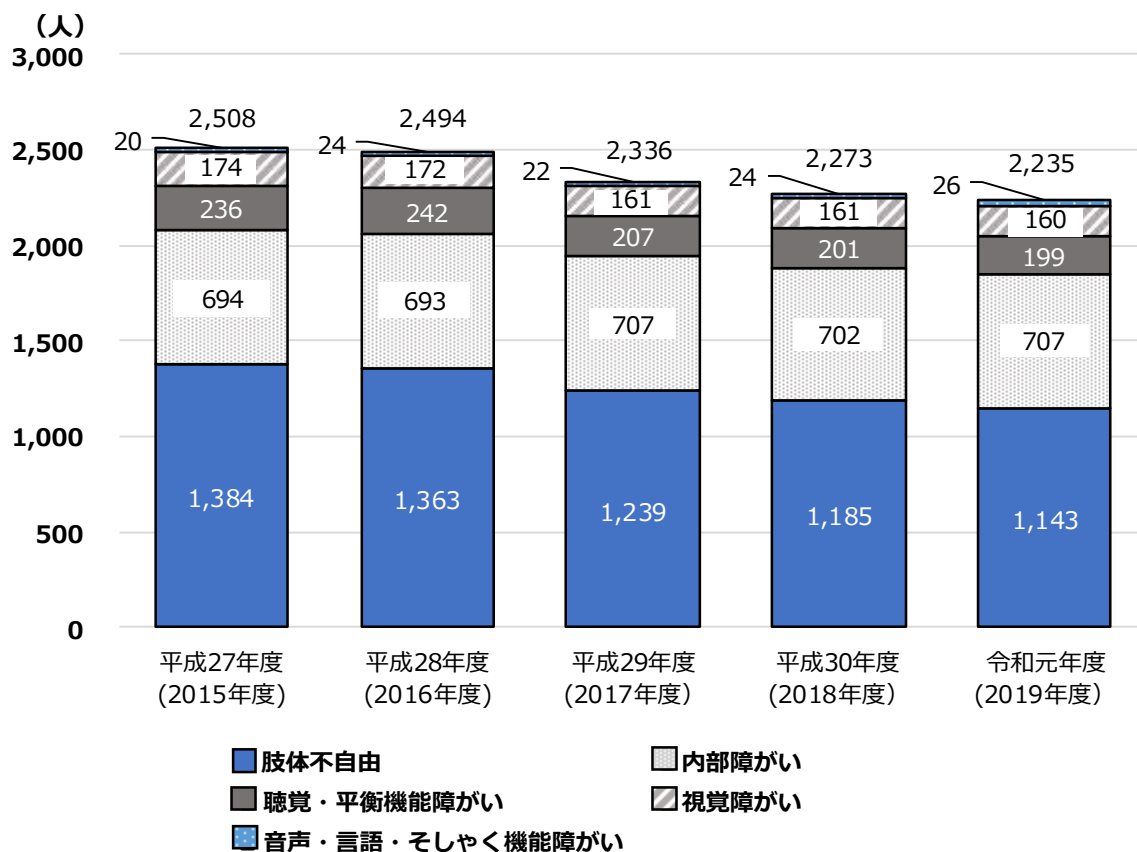
区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
1級	28.5	28.6	28.5	29.5	29.4
2級	14.7	14.8	14.6	14.7	14.6
3級	13.8	14.2	14.8	14.8	15.2
4級	26.9	25.9	26.1	25.1	24.7
5級	7.3	7.3	7.3	7.0	7.0
6級	8.8	9.2	8.7	8.9	9.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課 各年度3月末時点

③身体障害者手帳所持者（障がい種別）の状況

障がい種別でみると、令和2（2020）年3月末時点では肢体不自由が1,143人（51.1%）と、過半数を占めて高くなっています。次いで、内部障がいが707人（31.6%）で高くなっています。

■身体障害者手帳所持者数（障がい種別）の推移



資料：福祉課 各年度3月末時点

■身体障害者手帳所持者数（障がい種別構成比）の推移

単位：%

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
肢体不自由	55.2	54.6	53.0	52.1	51.1
内部障がい	27.7	27.8	30.3	30.9	31.6
聴覚・平衡機能障がい	9.4	9.7	8.9	8.8	8.9
視覚障がい	6.9	6.9	6.9	7.1	7.2
音声・言語機能障がい	0.8	1.0	0.9	1.1	1.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

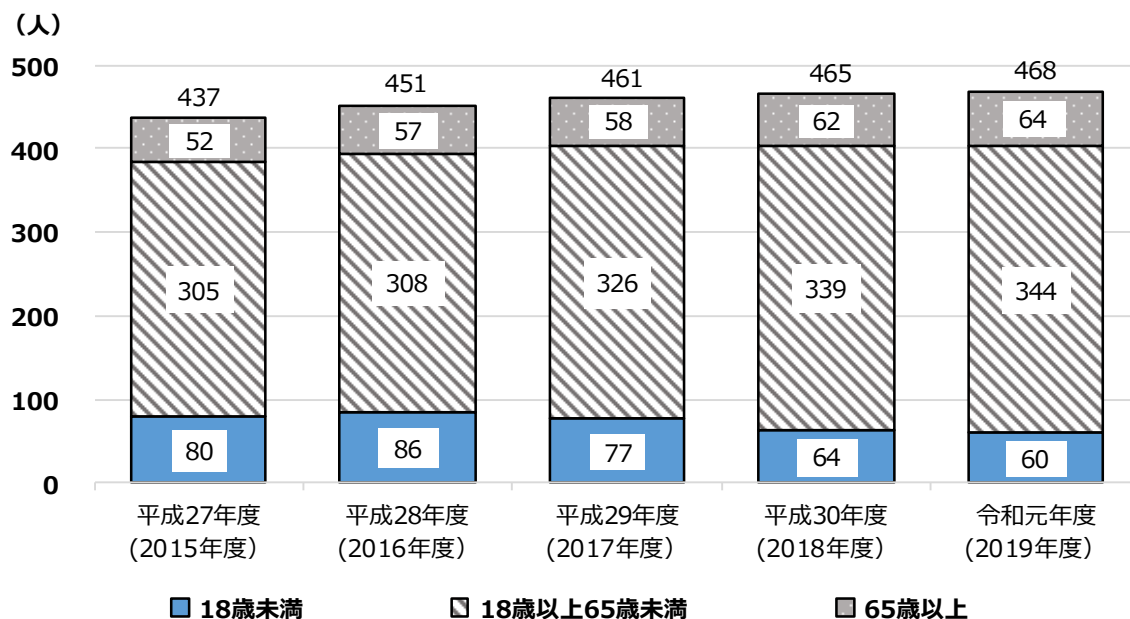
資料：福祉課 各年度3月末時点

(3) 知的障がいのある人の状況

①療育手帳所持者（年齢3区分別）の状況

療育手帳所持者を年齢3区分別で見ると、令和2（2020）年3月末時点では65歳以上が64人（13.7%）、18歳～65歳未満は344人（73.5%）、18歳未満が60人（12.8%）となっており、所持者数が年々増加しています。

■療育手帳所持者数（年齢3区分別）の推移



資料：福祉課 各年度3月末時点

■療育手帳所持者数（年齢3区分別構成比）の推移

単位：%

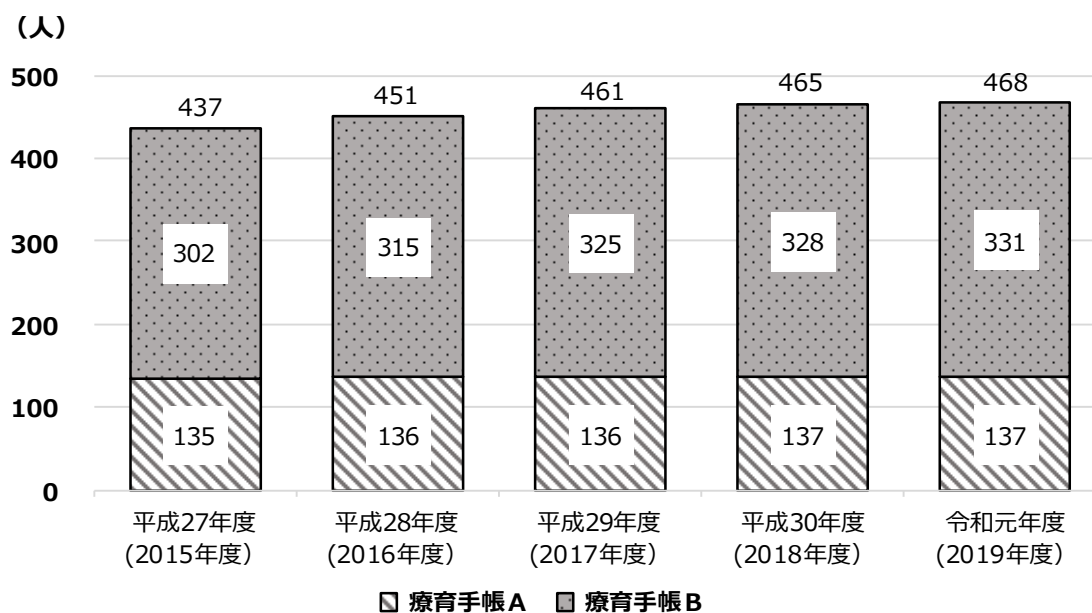
区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
18歳未満	18.3	19.1	16.7	13.8	12.8
18歳以上65歳未満	69.8	68.3	70.7	72.9	73.5
65歳以上	11.9	12.6	12.6	13.3	13.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課 各年度3月末時点

②療育手帳所持者（等級別）の状況

等級別で見ると、A判定の人の変動は少ないがB判定の人は増加で推移しており、令和2（2020）年3月末時点ではB判定が331人（70.7%）、A判定が137人（29.3%）となっています。

■療育手帳所持者数（等級別）の推移



資料：福祉課 各年度3月末時点

■療育手帳所持者数（等級別構成比）の推移

単位：%

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
A判定	30.9	30.2	29.5	29.5	29.3
B判定	69.1	69.8	70.5	70.5	70.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課 各年度3月末時点



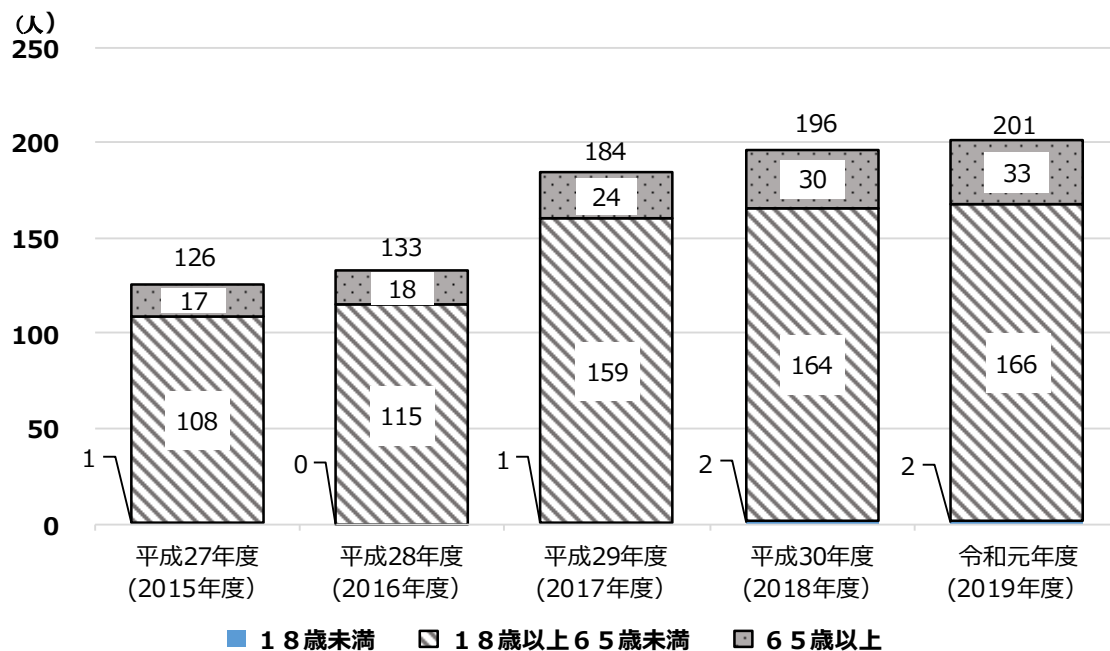
(4) 精神障がいのある人の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢3区分別）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢3区分別で見ると、令和2（2020）年3月末時点の総数は201人と、平成27（2015）年度から5年間で59.5%増加しています。

また、18歳以上65歳未満が166人（82.6%）、65歳以上が33人（16.4%）と、18歳以上65歳未満の割合が高くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢3区分別）の推移



資料：福祉課 各年度3月末時点

■精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢3区分別構成比）の推移

単位：%

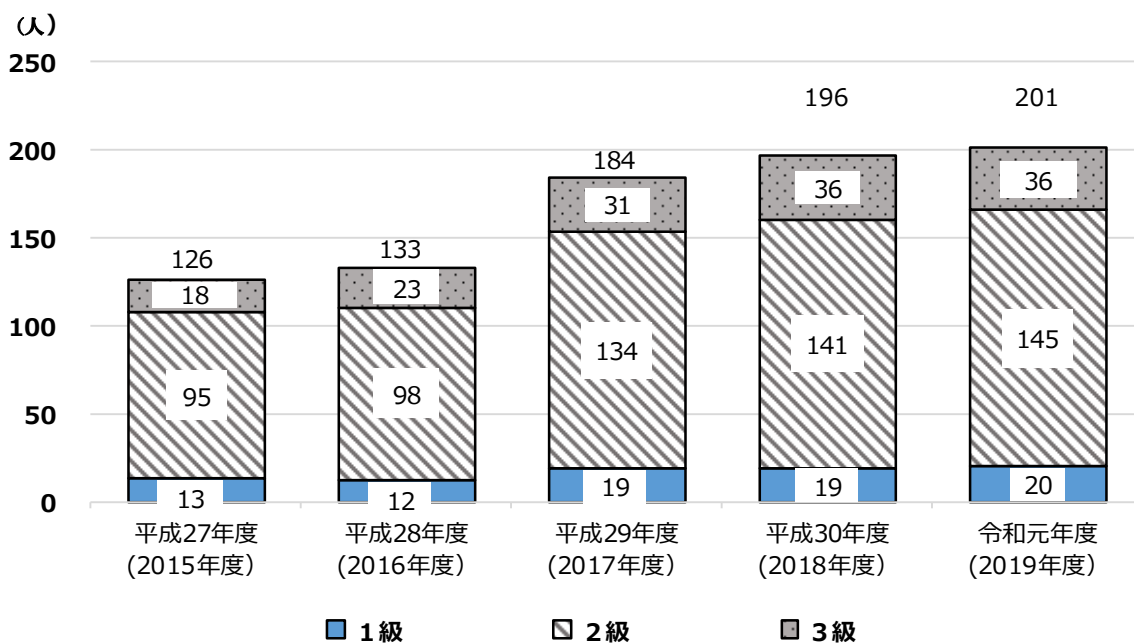
区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
18歳未満	0.8	0.0	0.5	1.0	1.0
18歳以上65歳未満	85.7	86.5	86.4	83.7	82.6
65歳以上	13.5	13.5	13.1	15.3	16.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：福祉課 各年度3月末時点

②精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の状況

等級別で見ると、2級の人が7割台を占めて高くなっています。また、令和2（2020）年3月末時点1級の人が20人（10.0%）、2級の人が145人（72.1%）、3級の人が36人（17.9%）となっており手帳所持者数は年々増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



資料：福祉課 各年度3月末時点

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別構成比）の推移

単位：%

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
1級	10.3	9.0	10.3	9.7	10.0
2級	75.4	73.7	72.8	71.9	72.1
3級	14.3	17.3	16.9	18.4	17.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

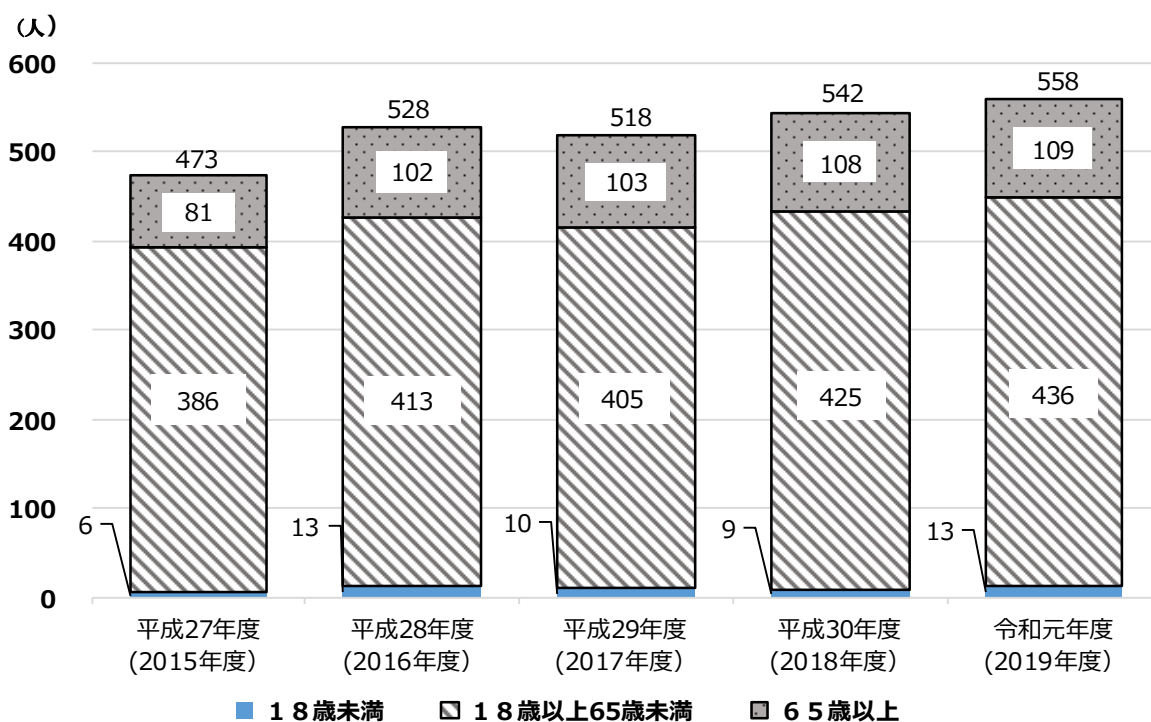
資料：福祉課 各年度3月末時点



③自立支援医療※（精神通院医療）受給者の状況

本市における精神疾患による自立支援医療費の申請者数は、令和2（2020）年3月末時点では558人と、平成27（2015）年度から5年間で18.0%増加しています。また、18歳以上65歳未満が436人（78.2%）、65歳以上が109人（19.5%）と、18歳以上65歳未満の割合が高くなっています。

■自立支援医療（精神通院医療）（年齢3区分別）の推移



資料：福祉課 各年度3月末時点

■自立支援医療（精神通院医療）（年齢3区分別構成比）の推移

単位：%

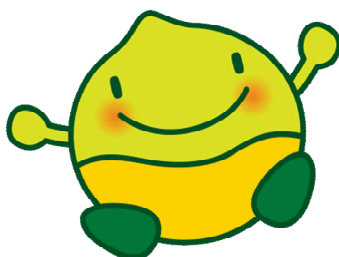
区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
18歳未満	1.3	2.5	1.9	1.7	2.3
18歳以上65歳未満	81.6	78.2	78.2	78.4	78.2
65歳以上	17.1	19.3	19.9	19.9	19.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：岡山県精神保健福祉センター 各年度3月末時点

■参考：令和元（2019）年度自立支援医療（精神通院医療）受給者の精神疾患による分類（真庭市）
単位：人・%

区分		18歳未満	18以上65歳未満	65歳以上	計
症状性を含む器質性精神障がい	人数	0	6	5	11
	構成比	0.0	54.5	45.5	100.0
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	人数	0	12	5	17
	構成比	0.0	70.6	29.4	100.0
統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい	人数	1	131	42	174
	構成比	0.6	75.3	24.1	100.0
気分障がい（感情障がい）	人数	0	110	36	146
	構成比	0.0	75.3	24.7	100.0
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	人数	1	51	7	59
	構成比	1.7	86.4	11.9	100.0
生理的障がい及び身体要因に関連した行動症候群	人数	0	3	0	3
	構成比	0.0	100.0	0.0	100.0
成人の人格及び行動の障がい	人数	0	6	0	6
	構成比	0.0	100.0	0.0	100.0
精神遅滞	人数	0	9	2	11
	構成比	0.0	81.8	18.2	100.0
心理発達の障がい	人数	6	53	0	59
	構成比	10.2	89.8	0.0	100.0
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい	人数	1	6	0	7
	構成比	14.3	85.7	0.0	100.0
特定不能の精神障がい	人数	0	0	0	0
	構成比	-	-	-	-
てんかん	人数	0	38	11	49
	構成比	0.0	77.6	22.4	100.0
計	人数	9	425	108	542
	構成比	1.7	78.4	19.9	100.0

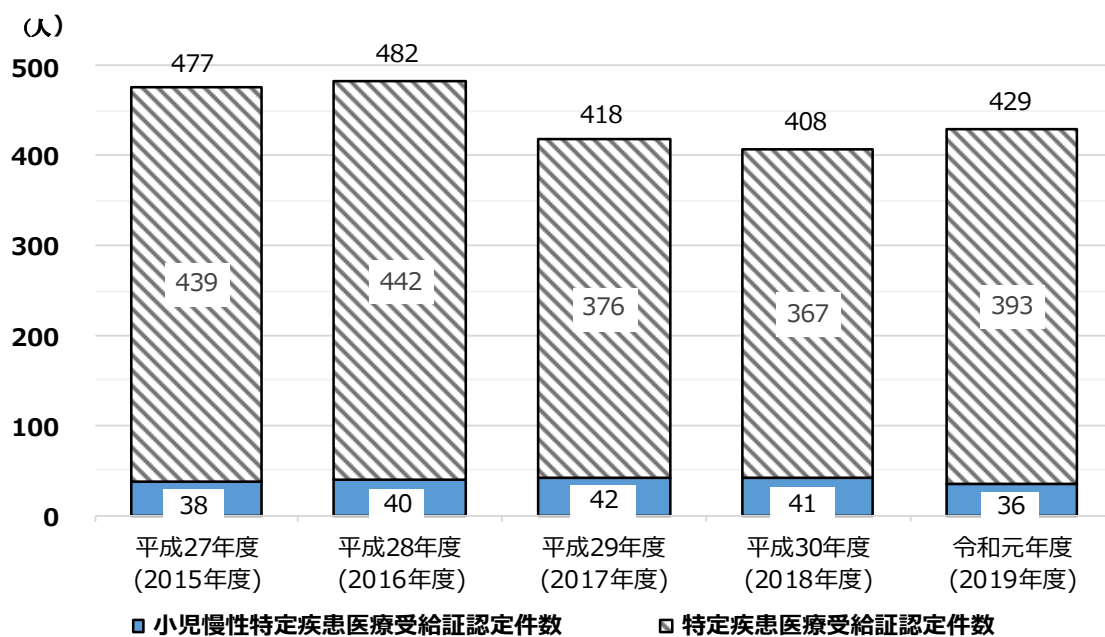
資料：岡山県精神保健福祉センター令和2(2020)年3月末時点



第3節 難病※の人の状況

特定疾患※医療受給者数をみると、令和2（2020）年3月末時点では429人で概ね横ばい状態にあります。うち、特定疾患医療受給者数が393人と多数を占めています。

■ 特定疾患医療受給者数の推移



資料：福祉課 各年度3月末時点

■ (再掲) 特定疾患医療受給者数の推移

単位：人

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
小児慢性特定疾患医療受給者数	38	40	42	41	36
特定疾患医療受給者数	439	442	376	367	393
計	477	482	418	408	429

資料：真庭保健所真庭保健課 各年度3月末時点



第4節 療育※・教育の状況

(1) 療育訓練の状況

幼稚園・保育園・認定こども園等において、事情を抱える子どもたちが、集団生活を通して発達や成長が促されるように、療育訓練事業※（たんぽぽ園）を実施しており、概ね100人前後の利用があります。

■たんぽぽ園利用者数の状況

単位：人

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	令和30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
利用者	99	90	87	105	98

資料：健康推進課 各年度3月末時点

(2) 特別支援学級※の状況

本市における特別支援学級の設置状況をみると、令和2（2020）年度では、小学校が12校、中学校では5校が特別支援学級を設置しており、小学校の児童数は47人、中学校の生徒数は48人となっています。

■特別支援学級の設置状況

区分		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
小学校	学校数	24校	24校	20校	20校	20校
	設置校数	13校	13校	13校	12校	12校
	学級数	17学級	17学級	19学級	18学級	18学級
	児童数	47人	43人	48人	49人	47人
中学校	学校数	6校	6校	6校	6校	6校
	設置校数	6校	6校	6校	6校	5校
	学級数	10学級	11学級	11学級	11学級	10学級
	生徒数	32人	31人	51人	52人	48人

資料：学校教育課 各年度5月1日時点

特別支援学級の在籍状況をみると、知的障がいのある子ども、自閉症※・情緒障がい※のある子どもの在籍数が多くなっています。

通級指導教室※は令和2（2020）年度に3教室となり、令和2（2020）年度の児童数は51人となっています。

■特別支援学級の在籍状況

区分		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	
知的障がい	小学校	学級数	7学級	9学級	10学級	10学級	
		児童数	21人	22人	24人	23人	25人
	中学校	学級数	4学級	3学級	3学級	4学級	4学級
		生徒数	9人	10人	10人	13人	11人
自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	9学級	7学級	8学級	7学級	7学級
		児童数	24人	20人	23人	25人	22人
	中学校	学級数	6学級	6学級	6学級	6学級	5学級
		生徒数	22人	19人	15人	20人	25人
難聴	小学校	学級数	1学級	1学級	1学級	1学級	0学級
		児童数	2人	1人	1人	1人	0人
	中学校	学級数	0学級	1学級	1学級	1学級	1学級
		生徒数	0人	1人	1人	1人	1人
肢体不自由	小学校	学級数	0学級	0学級	0学級	0学級	0学級
		児童数	0人	0人	0人	0人	0人
	中学校	学級数	1学級	1学級	1学級	0学級	0学級
		生徒数	1人	1人	1人	0人	0人

資料：学校教育課 各年度5月1日時点

■通級指導の状況

区分		平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
自閉症・情緒障がい	教室数	2教室	2教室	2教室	2教室	3教室
	児童数	37人	30人	29人	33人	51人

資料：学校教育課 各年度5月1日時点



(3) 特別支援学校※の状況

特別支援学校に在籍している児童・生徒は、令和2（2020）年度では34人となっており、主に岡山県立誕生寺支援学校に在籍している児童・生徒が多くなっています。

■特別支援学校の在籍状況

区分	小学部	中学部	高等部	計
岡山県立岡山聾学校	1	0	0	1
岡山県立健康の森学園支援学校	1	0	3	4
岡山県立誕生寺支援学校	5	3	18	26
岡山県立岡山支援学校	0	0	0	0
岡山県立早島支援学校	0	0	0	0
鳥取県立皆生養護学校	0	0	0	0
鳥取県立倉吉養護学校	1	1	0	2
鳥取県立鳥取聾学校	0	1	0	1
計	8	5	21	34

資料：学校教育課令和2（2020）年5月1日時点

第5節 雇用・就労の状況

津山公共職業安定所管内の事業所における障がいのある人の雇用状況をみると、令和2（2020）年6月1日現在、実雇用率は2.14%と、法定雇用率※の2.2%を下回っています。なお、法定雇用率制度の見直しにより法定雇用率は令和3（2021）年3月に2.3%へと引き上げられています。

■津山公共職業安定所管内（美作出張所管内を除く）

企業規模 従業員数 (人)	企業 数 (企業)	法定 労働者数 (人)	障がい者の数(人)				雇用数計 (A×2+ B+C+D× 0.5)	実雇 用率 (%)	雇用率 達成 企業の 割合 (%)
			重度身体 障がい者 及び重度 知的障が い者 (A)	重度身体 障がい者 及び重度 知的障が い者であ る短時間 労働者 (B)	重度以外 の身体障 がい者、 知的障が い者及び 精神障が い者 (C)	重度以外 の身体障 がい者、 知的障が い者及び 精神障が い者であ る短時間 労働者 (D)			
45.5人以上	121	17,167.0	68	10	196	50	367.0	2.14	54.5

資料：津山公共職業安定所令和2（2020）年6月1日時点

岡山県内の企業では、実雇用率は2.44%と、法定雇用率の2.2%を上回っています。

障がいのある人の求職状況をみると、有効求職者数は第1種登録者が172人、第2種登録者が352人の合計524人となっています。新規求職申込件数のうち就職に至った人の割合は第1種登録者で49.3%、第2種登録者で57.6%と、あわせて6割弱の就職率となっています。

■岡山県

企業規模 従業員数 (人)	企業 数 (企業)	法定 労働者数 (人)	障がい者の数(人)				雇用数計 (A×2+ B+C+D ×0.5)	実雇 用率 (%)	雇用率 達成 企業の 割合 (%)
			重度身体 障がい者 及び重度 知的障が い者 (A)	重度身体 障がい者 及び重度 知的障が い者であ る短時間 労働者 (B)	重度以外 の身体障 がい者、 知的障が い者及び 精神障が い者(C)	重度以外 の身体障 がい者、 知的障が い者及び 精神障が い者であ る短時間 労働者 (D)			
45.5~99	775	50,677.0	258	115	570	280	1,341.0	2.65	49.8
100~299	507	78,722.0	444	116	904	259	2,037.5	2.59	61.7
300~499	92	31,963.0	160	16	335	31	686.5	2.15	42.4
500~999	58	35,595.5	164	14	411	51	778.5	2.19	55.2
1,000~	39	98,812.5	477	81	1,214	239	2,368.5	2.40	48.7
計	1,471	295,770.0	1,503	342	3,434	860	7,212.0	2.44	53.6

資料：津山公共職業安定所令和2（2020）年6月1日時点

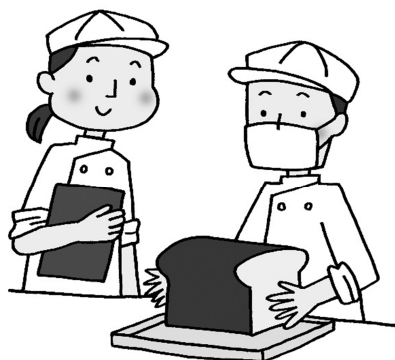
■障がいのある人の求職状況

単位：人・件・%

区分	第1種登録者 (身体障がい者)	第2種登録者(知的・精 神・その他※障がい者)	計
新規求職申込件数	75	191	266
有効求職者数	172	352	524
就職件数	37	110	147
就職率	49.3	57.6	55.3

資料：津山公共職業安定所

新規求職申込件数、就職件数、就職率は令和元（2019）年度分
有効求職者数は、令和2（2020）年3月末時点



第6節 団体ヒアリング調査からみられる現状

(1) 障がいのある人への理解について

- ◆ 障がいのある人に対する地域の理解や配慮は十分ではない。意識啓発をしていくことが必要。
- ◆ 精神障がいや高次脳機能障がい[※]のある人は地域から孤立しがち。
- ◆ 障がいのある子どもを持つ親は、保護者の間で疎外感があり、子どもの事は相談しにくい。障がいのある人も発信や交流の場に参加し、地域で相互に理解を図っていくことが必要。
- ◆ 聴覚障がいがある人も、筆談や口話、手話など会話の方法も様々。市民の人が関心をもって来て、「おはよう」など1つでも手話で挨拶ができるようになれば、交流の機会が持てる。
- ◆ 課題としては地域で開催される活動に参加できない状況がある。ボランティア[※]を増やし障がいに対する理解と育成をしていく必要がある。

(2) 情報提供・意思疎通支援について

- ◆ 真庭市のガイドブックを読むだけでは、情報が得にくい。相談支援事業所の情報も周知が弱い。
- ◆ 災害時における情報発信の充実が必要。
- ◆ 市内の公共機関、店舗や病院等で筆談などコミュニケーションの方法が増えれば行動が広がる。

(3) 地域での暮らしについて

- ◆ 高次脳機能障がいでも会社が継続雇用を理解を示してくれても、移動手段がいる。公共の交通機関が利用できなくても、福祉移送サービス[※]の対象にならないこともある。
- ◆ 住まいや日中活動の場は十分ではなく、特に精神障がいに対応したサービスの不足が課題。

- ◆ 防災訓練に障がいのある人も含め全員が参加し、その中から課題を見つけて解決できるよう実践的な訓練にして欲しい。個別のケースにおいて災害避難訓練などの体制の確認が必要。
- ◆ 聴覚障がいのある人は、災害時避難所で受付に水や非常食を取りに行くように言われてもわからないことがあった。周囲の人の配慮が必要。

(4) 福祉サービス等の支援について

- ◆ 精神障がいや高次脳機能障がいがある人がサービスを利用しづらい状況がある。精神障がいがあり就労継続支援事業所に行けなくなり、日中活動の場が必要。
- ◆ 住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、暮らしの場の確保が必要。ヘルパーのサービスのマンパワーや、親なき後のグループホームが不足している。
- ◆ 障害福祉サービスの市内の資源は限られており、市内の既存の介護保険施設でも受入れをしてもらえるよう、基準該当の指定や共生型の指定の検討が必要。
- ◆ 医療的ケア[※]児者等の短期入所について、実際受入れが可能な事業所は1カ所。受入れ先の条件が厳しく利用ができない。

(5) 相談体制について

- ◆ 障がいのある人の相談窓口や場所について十分に認知が進んでいない。
- ◆ 相談窓口を知っていても、すぐに支援を求めない人は医療機関や、相談支援等に結び付けることが難しい。情報が一括で収集でき個別に対応してもらえる相談支援の充実が必要。
- ◆ 最初の相談が上手に入れば、支援に繋がっていく。発達障がい[※]と言ってもかなり広く、幼少期に上手に対応できたケースはコミュニケーションも取れて就労もできている。早期発見、早期療育を図る体制が必要。

(6) 雇用・就労について

- ◆ 雇用の場において障がいの特性に応じた配慮やサポートが大切。
- ◆ 知的障がいや精神障がいの人に対しては企業の理解が進んでいない状況がある。また、

就労後のサポートがなければ就労継続は困難。

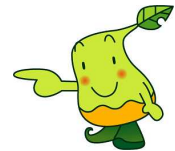
- ◆ 障害者優先調達法ができて、行政が優先的に買ってくれるようになった。受注機会が充実し、工賃の拡大を図っていくことが必要。

(7) 障がいのある子どもへの支援について

- ◆ 療育の支援が進学や就労に伴い途切れないよう、トータルライフの支援の充実が必要。
- ◆ 療育につなげるためには保護者の理解が大切。保護者の困りごとや不安が未就学の早い段階で相談でき、早期療育を受けられる体制が必要。
- ◆ 学校における障がいに対する理解が十分でないことや、対応に差がある課題が挙げられている。障がいの理解につながる学習の機会が求められている。
- ◆ 発達支援コーディネーター[※]は子どもの発達及び家族の支援と、その支援に必要な関係機関を調整する役割を担っている。巡回相談の実施等、学校や保護者から今後も期待されている。



第3章 障がい福祉に関する実施計画の推進



第1節 前期計画の数値目標との比較

第5期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画において設定した数値目標にかかる実績値は次のとおりです。

(1) 施設入所者等の地域生活への移行

平成28(2016)年度末の施設入所者数94人を基準に、令和2(2020)年度末の施設入所者削減を1人、地域生活移行者数を4人とする目標としていましたが、令和2年度末の施設入所者削減数は目標達成は難しい状況です。

方向性▶医療機関・福祉サービス事業者等関係機関の連携を図り、支援体制の充実について進めて行く必要があります。

項目	目標値	実績値 令和2(2020)年12月
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数	94人	
令和2(2020)年度末時点の施設入所者数	93人	97人
令和2(2020)年度末時点施設入所者削減数	▲1人	4人
平成28(2016)年度末時点からの地域生活移行者数	4人	4人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築

令和2(2020)年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標としていました。令和2(2020)年度から、真庭地域自立支援協議会生活支援部会で課題等の検討や、個別支援会議で困難事例の対応について協議を行いました。

方向性▶引き続き入院中の精神障がいのある人が地域移行ができるよう、関係機関の連携強化、退院後の環境整備等を検討をしていく必要があります。

項目	目標値	実績値 令和2(2020)年12月
地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場	設置	設置

(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和 2 (2020) 年度末までに、市内又は各圏域に少なくとも 1 つ地域生活支援拠点等を整備することを目標としていました。真庭地域自立支援協議会で地域の実情を考慮した面的整備型について検討しましたが整備はできていません。

方向性▶ 必要性の高い、「緊急時の受入対応及び対応体制の確保」の機能整備に向けて、運営開始ができるよう市内施設と確保できる支援について調整を進める必要があります。また、短期入所施設・グループホームや相談支援事業所と利用調整や給付費の確認が必要です。

項目	目標値	実績値 令和 2 (2020) 年 12 月
地域生活支援拠点等の整備	面的整備	面的整備の検討

(4) 福祉施設から一般就労[※]への移行等

平成 28 (2016) 年度の一般就労移行者数 2 人を基準に、令和 2 (2020) 年度中に一般就労移行者数を 3 人とすることを目標としていました。令和 2 (2020) 年度の一般就労移行者数は 12 月現在 2 人で目標値を下回る見込です。就労移行支援事業の利用者数及び就労移行率、就労定着支援事業の職場定着率の目標を設定してましたが、いずれも市内に事業所がないため実績はありませんでした。

方向性▶ 障がい者が能力と個性を發揮できるよう、関係機関が連携した就労支援体制の整備が必要です。

■ 一般就労移行者数

項目	目標値	実績値 令和 2 (2020) 年 12 月
平成 28 (2016) 年度の一般就労移行者数	2 人	
令和 2 (2020) 年度の一般就労移行者数	3 人	2 人

■ 就労移行支援事業

項目	目標値	実績値 令和 2 (2020) 年 12 月
平成 28 (2016) 年度末の就労移行支援事業の利用者数	1 人	
令和 2 (2020) 年度末の就労移行支援事業の利用者数	4 人	0 人

令和2(2020)年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	1か所	市内に事業所がない
-----------------------------------	-----	-----------

■就労定着支援

項目	目標値	実績値 令和2(2020)年12月
令和2(2020)年度末の就労定着支援事業による1年後の職場定着率	80%以上	市内に事業所がない

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

令和2(2020)年度末までに、児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援の利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(少なくとも1か所以上)を目標としていました。児童発達支援センターの設置は検討を行っていますが、設置はできていません。保育所等訪問支援、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、市内に1か所の確保はできています。

また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置については、令和2(2020)年度から真庭地域自立支援協議会子ども・子育て支援部会で課題等の協議を行っています。

方向性▶児童発達支援センターの設置に向けた、施設整備や人員配置などの検討、医療的ケア児コーディネーターの配置による、医療的ケア児の支援体制の整備が必要です。

項目	目標値	実績値 令和2(2020)年12月
児童発達支援センターの設置	設置	未設置
保育所等訪問支援の利用できる体制の構築	構築	構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	充実	充実
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置

(6) 障がい福祉サービスの実績

第5期障がい福祉計画において設定した障害福祉サービスの見込値と実績値は、次のとおりです。

■訪問系サービスの見込値

項目	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9月時 実績値
居宅介護	人/月	43	37	45	32	48	28
	時間/月	336.0	258.0	355.0	207	382.0	180.0
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
同行援護	人/月	4	4	5	4	6	3
	時間/月	12.0	21.0	15.0	34.0	18.0	30.0
行動援護	人/月	1	0	1	0	1	0
	時間/月	8.0	0.0	8.0	0.0	8.0	0.0
重度障がい者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

■日中活動系サービスの見込値

項目	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9月時 実績値
生活介護	人/月	159	156	166	154	173	152
	人日/月	3,260	3,241	3,383	3,305	3,506	3,180
自立訓練（機能訓練）	人/月	4	0	4	0	4	0
	人日/月	40	0.0	40	0.0	40	0.0
自立訓練（生活訓練）	人/月	11	4	11	4	11	6
	人日/月	253	101	253	71	253	145
就労移行支援	人/月	4	1	4	0	4	0
	人日/月	84	22	84	0.0	84	0.0
就労継続支援（A型）	人/月	24	19	26	17	28	19
	人日/月	511	366	554	349	596	372
就労継続支援（B型）	人/月	135	138	137	143	139	130
	人日/月	2,525	2,367	2,562	2,582	2,599	2,277

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9月時 実績値
就労定着支援	人/月	-	-	2	1	3	1
療養介護	人/月	16	13	16	13	16	13
短期入所（福祉型）	人/月	12	7	13	8	15	6
	人日/月	96	58	104	33	120	32
短期入所（医療型）	人/月	3	2	3	0	3	2
	人日/月	9	12	9	0.0	9	39

■居住系サービスの見込値

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9月時 実績値
自立生活援助	人/月	0	1	1	1	1	1
共同生活援助	人/月	79	77	81	82	83	82
施設入所支援	人/月	94	96	93	98	92	97

■相談支援

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)		令和 2 年度 (2020 年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9月時 実績値
計画相談支援	人/月	42	66	45	62	48	88
地域移行支援	人/月	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0	1	0



(7) 地域生活支援事業の実施

第5期計画において設定した地域生活支援事業の見込値と実績値は、次のとおりです。

■地域生活支援事業

項目	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9月時 実績値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
障害者相談支援事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	無	有	無	有	無
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	無	無	有	無	有	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件/年	7	9	8	8	9	5
成年後見制度法人後見支 援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	件/年	140	92	130	104	130	60
手話通訳者設置事業	設置数	1	0	1	0	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	1,260	1,231	1,294	1,242	1,324	1,329
手話奉仕員養成研修事業	人/年	18	8	15	9	18	11
移動支援事業	人/月	7	4	7	5	7	4
	時間/月	150	30	170	31	190	29
地域活動支援センター事 業	箇所	1	0	1	0	1	0
	人/月	35	0	35	0	35	0
福祉ホーム事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	人/月	10	7.4	10	7	10	7
日中一時支援事業	人/月	60	19	70	13	70	12
	人日/月	120	100	130	85	130	82
訪問入浴支援事業	人/月	5	1.1	6	1.2	6	2
	人日/月	39	1.8	47	2.6	47	5.4
自動車運転免許取得支 援・自動車改造支援	人/年	3	6	3	0	3	6

(8) 児童福祉法上のサービスの実施

第5期計画において設定した児童福祉法上のサービスの見込値と実績値は、次のとおりです。

■児童福祉法上のサービス

項目	単位	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	9月時 実績値
児童発達支援	人/日	18	2	24	2	30	4
	人日/月	131	23	175	5	219	35
医療型児童発達支援	人/日	1	1	2	1	2	0
	人日/月	2	1	4	1	4	0
放課後等デイサービス	人/月	51	39	58	45	65	51
	人日/月	347	483	394	565	442	558
保育所等訪問支援	人/月	1	2	2	0	2	1
	人日/月	2	2	4	0	4	2
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	1	0	0	0	0
	人日/月	0	1	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	10	15	14	9	16	22



第2節 計画の基本理念

第3次真庭市障がい者計画では、基本理念を「ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンの理念のもと、全ての市民が障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しながら障がいのある人の自らの決定に基づく自立と社会参加を推進する共生社会の実現」としています。現行計画を踏襲しつつ、「真庭市共生社会推進基本方針」の4つの視点「1. 人の心」、「2. 人の行動」、「3. 社会の制度」、「4. 社会基盤」を踏まえてお互いを支え合い、助け会える社会を目指します。

共生社会の実現に向けた理念	
ノーマライゼーション 障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ通常の社会であるという理念	ソーシャルインクルージョン すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

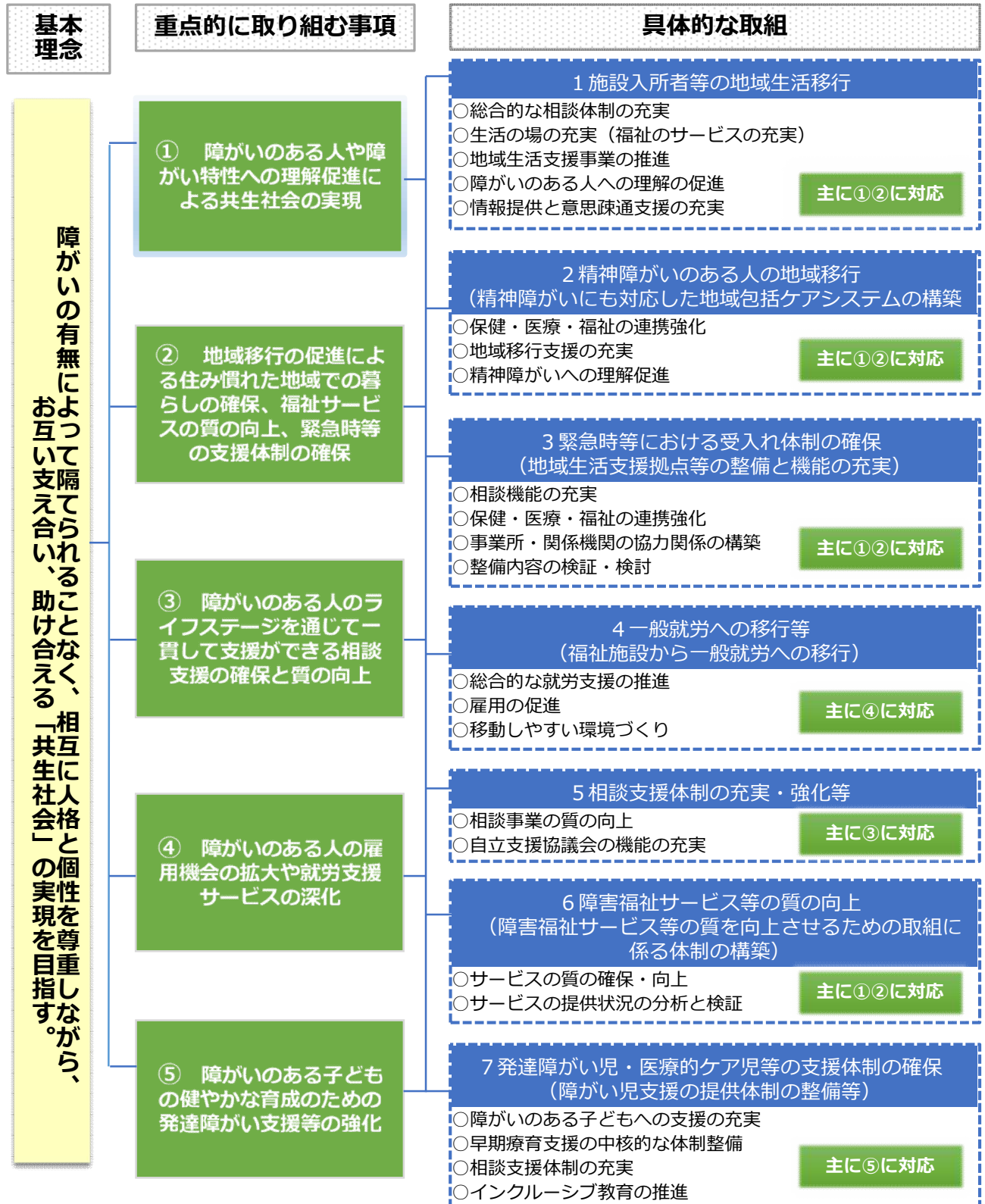
第3節 重点的な取組

団体ヒアリングや前計画の評価を行った結果として、真庭市における障がい福祉施策で課題となっていることが挙げられました。この課題を解決するため以下の5項目に重点的に取り組めます。

- ① 障がいのある人や障がい特性への理解促進による共生社会の実現
- ② 地域移行の促進による住み慣れた地域での暮らしの確保、福祉サービスの質の向上、緊急時等の支援体制の確保
- ③ 障がいのある人のライフステージを通じて一貫して支援ができる相談支援の確保と質の向上
- ④ 障がいのある人の雇用機会の拡大や就労支援サービスの深化
- ⑤ 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達障がい支援等の強化

第4節 計画の体系

基本理念にのっとり重点的な取組みを進めるため7つの具体的な取組を推進します。



第5節 本計画における数値目標

国の定める基本指針や、本市における障がい福祉サービス等の現状に基づき、令和5（2023）年度を目標年度とする数値目標を設定することとします。

1 施設入所者等の地域生活移行

本計画での目標

入所施設や病院から退所・退院し地域生活を希望する人が、地域で安心して暮らすためには、常時の支援体制の確保や丁寧な相談支援が必要です。地域移行支援等の相談支援の充実及び相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置検討や、グループホーム等居住の場や在宅サービスの支援者の確保に努めます。また、ニーズを把握するとともに、需要に対する適切なサービスを提供できるよう自立支援協議会を活用し、地域の社会資源の活用や開発等提供体制について協議を行います。

項目	目標	考え方
基準年の入所者数（A）	98人	令和元（2019）年度末時点の施設入所者数。
目標年度入所者数（B）	96人	令和5（2023）年度末時点の施設入所者数。
【目標値】 施設入所者削減見込（A-B）	2人 (2%)	令和5（2023）年度末時点の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点の施設入所者の1.6%以上削減を目指します。
【目標値】 地域生活移行者数	6人 (6.1%)	令和3（2021）年度から令和5（2023）年度末までの3年間に、令和元（2019）年度末時点の施設入所者の6.0%以上が地域生活へ移行することを目指します。

国基本指針の定める目標値

- ◆ 令和5（2023）年度末における施設入所者数を、令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。
- ◆ 令和5（2023）年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。令和元（2019）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行することを基本とする。

2 精神障がいのある人の地域移行

(精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築)

本計画での目標

精神科病院からの退院後、精神障がいのある人（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、自立支援協議会において、家族が抱える問題や地域での課題を共有化し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されるような体制を検討します。また、真庭保健所が実施する協議の場や、障がい保健福祉圏域の協議会と連携を図ります。

項目	目標	考え方
【目標値】 保健、医療及び福祉等関係者による協議の場の開催回数	2回／年	精神障がいのある人が地域において生活できるよう、自立支援協議会及び個別支援会議で、地域での課題を共有化し、効果的な地域移行支援体制の構築を目指します。
【目標値】 保健、医療及び福祉等関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人／年	
【目標値】 保健、医療及び福祉等関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回／年	

国基本指針の定める目標値

- ◆ 第5期障がい福祉計画では、令和2（2020）年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置することを基本とした。
- ◆ 精神病床退院後1年以内の地域における生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者の数、精神病床における早期退院率に関する数値目標を設定することとする。（都道府県により目標設定）

3 緊急時等における受入れ体制の確保 (地域生活支援拠点等の整備と機能の充実)

本計画での目標

障がいのある人の高齢化・重症化や親亡き後を見据えつつ、一人暮らしやグループホーム等の入居等の体験の機会や場の提供、ショートステイの緊急時の受入体制の確保、相談体制等の支援を地域の事業者が機能を分担して行う体制整備（面的整備）について、運営開始ができるよう自立支援協議会を通じて市内事業者と調整を進めます。また、好事例を紹介する研修会などを開催し、具体的な利用調整や給付費の確認を行っていきます。

項目	目標	考え方
【目標値】 令和5年度末における地域生活支援拠点設置箇所数	機能の構築 1カ所	地域の実情を考慮したうえで、自立支援協議会、関係機関と協議し面的整備に向けて具体的な検討をします。整備後は、必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討を行います。
	面的整備	

国基本指針の定める目標値

- ◆ 地域生活支援拠点等については、令和5（2023）年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

4 一般就労への移行等（福祉施設から一般就労への移行）

本計画での目標

一般就労を目指す障がいのある人に効果的な支援の提供ができるよう、市民や企業等へ普及啓発の取組をします。障がいのある人が能力と個性を発揮できるよう労働関係機関と連携の下、就業面及び生活面の支援体制の整備等、就労に対する基盤の充実を図ります。農福連携等働く場の創出や、就労の支援や就労後のフォローのためのジョブコーチ※を育成します。

■一般就労移行者数

項目	目標	考え方
基準年の一般就労移行者数	5人	令和元（2019）年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数。
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数	7人	令和5（2023）年度に福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の数。令和元（2019）年度実績の1.27倍以上を目指します。

■就労移行支援事業

項目	目標	考え方
基準年の一般就労移行者数のうち就労移行支援事業利用者数	0人	令和元（2019）年度の一般就労移行者数のうち就労移行支援事業利用者数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数のうち就労移行支援利用者数	1人	令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.30倍以上を目指します。
基準年の一般就労移行者数のうち就労継続支援A型利用者数	1人	令和元（2019）年度末の一般就労移行者数のうち就労継続支援A型利用者数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数のうち就労継続支援A型利用者数	2人	令和5（2023）年度に令和元（2019）年度実績の1.26倍以上を目指します。
基準年度の一般就労移行者数のうち就労継続支援B型利用者数	4人	令和元（2019）年度末の一般就労移行者数のうち就労継続支援B型利用者数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数のうち就労継続支援B型利用者数	5人	令和5（2023）年度に令和元年度（2019）年度実績の1.23倍以上を目指します。

■就労定着支援

項目	目標	考え方
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	7割	令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合を7割と設定します。